

## 43講 医師同士による名誉毀損

松山地裁平成23年6月29日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所  
弁護士 赤石 圭裕

## ◆事案の概要

A病院で、Xが執刀して実施した生体腎移植手術において、患者（レシピエント）と提供者（ドナー）との間に財産上の利益供与があったとして、レシピエントおよび仲介人が逮捕されるという事件が発生した。この事件は、臓器移植法の施行後初めて発覚した臓器売買事件であり、連日新聞報道されるなど社会の耳目を集めた。

この事件に関して、医師であり日本移植学会副理事長であったYは、国会議員による勉強会の場で、国会議員らから、本件生体腎移植手術について、関係学会の医師としての見解、説明を求められたところ、Xが以前勤務していた病院での生体腎移植手術のデータを挙げた上で、「生着率悪いですよ。これはしょうがない、ひどいですけど、半分以上の人が4年で死んでいるんですよ。もらった人が、はっきり言いますけど僕ら、これ犯罪ですよ」などと発言した。

Xは、Yの上記発言によりXの名誉が毀損されたとして、Yに対して不法行為に基づく慰謝料などの支払いを求めた（なお、Xは実際の裁判では、Y以外の者の発言についても不法行為に当たるとして慰謝料などを求めている）。

## ◆判決の要旨

請求棄却。判決は、一般人がYによる「これ犯罪ですよ」などという発言を聞けば、Xによる本件生体腎移植手術はレシピエントの生命に危険を生じさせる行為であり、傷害致死罪などといった

何らかの犯罪が成立し得るような危険な手術をしているとの印象を受けるものといえるから、Xの社会的評価を低下させるものであり、名誉毀損に当たるとした。

その一方で、「これ犯罪ですよ」などという発言は、この部分だけに限れば、Xを犯罪者であると断定するかのような表現ともとり得るし、これを聞いた一般人がそのように理解する可能性があることも否定できないが、発言の内容全体やそれがされた経緯などにも照らして考えれば、もっぱら本件生体腎移植手術自体の医学的相当性に言及したものであると解することができ、上記医学的相当性の問題を離れ、Xが犯罪者であるとか、医師としての適格性を欠く者であるといった、X個人に対する人身攻撃に及ぶなどの内容を持つものとは認められない。そうすると、Yの発言は、意見ないし論評としての域を逸脱するものであったということまではいえず、違法性を欠くとして、不法行為は成立しないとした。

## ◆この判例をどう理解するか

本件は、医師同士の名誉毀損が問題となった事案である。

一般に、名誉毀損が成立するためには、ある人の社会的評価を低下させるような事実を流布したこと、当該事実の流布について故意または過失があること、当該事実の流布によってある人の社会的評価が低下したこと、などが必要とされている。

一方で、本件のような意見・論評の表明について、仮に名誉毀損に当たるとしても、名誉毀損による不法行為責任（＝損害賠償責任）が常に発生し得るものなのか。憲法上表現の自由が保障されていることなどからすると、意見には意見で対抗すべきであって、意見によって名誉が毀損されても裁判所による法的救済にはなじまないのではないかといい得ることから、問題となるところである。

意見・論表の表明と不法行為責任との関係につき、裁判例によると、意見・論評の表明によって個人の社会的評価が下落したとしても（＝名誉毀損行為に当たるとしても）、それが人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、前提とされた事実の重要部分において真実であれば、当該行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものとされている。また、仮に前提とされた事実の重要部分において真実であることが証明されなくても、表明者においてその事実の重要部分を真実と信ずるについて相当な理由があるときには、当該行為には故意または過失がなく、やはり不法行為は成立しないものとされている。

本判決は、医師が他の医師の医療行為についてなした発言について名誉毀損による不法行為が成立するかの点に関し、上記の判断枠組みに基づき判断したものである。

まず、本判決は、Yによる「これ犯罪ですよ」などという発言については、Xの社会的評価を低下させるものであり、名誉毀損に当たるとした。

その一方で、上記発言について、「これ犯罪ですよ」という部分だけに限れば、Xを犯罪者であると断定するかのような表現ともとり得るし、これを聞いた一般人がそのように理解する可能性があることも否定できず、上記発言部分だけではなくYの発言の内容全体や発言の経緯なども捉えたと、Xが行っていた生体腎移植手術自体の医学的相当性の域を離れて、Xを犯罪者扱いするものや、X個人に対する人身攻撃に及

ぶものなどではなく、意見ないし論評としての域を逸脱するものではないとして、名誉毀損は認めつつも、結論として不法行為責任を否定したものであった。

このように、本判決は、発言者の発言内容全体や、発言の経緯などをも捉えた上で、不法行為責任を否定したものであり、「これ犯罪ですよ」という発言そのものが常に適法であるとの判断をしたわけでないことには、十分留意する必要がある。一般的な話ではあるが、マスコミ報道などを見ると、ある者の公の場での発言につき、その発言の一部が一人歩きする形で問題視されることも多いように思われる。医師の中には公の場で発言する機会の多い者もいるかと思われるが、特定の発言を切り取られた上で問題視されないよう、日頃から発言内容などには十分留意すべきであることは言うまでもない。

また、近年は、フェイスブックやツイッターなどといったソーシャルネットワークサービス（SNS）が普及しており、インターネットの場においても個人の意見を伝える場が増えてきている。こういったSNSの場においては、発言内容が文字でしか伝わらず、かつ、それが記録として残りやすいことから、よりトラブルに発展しやすい性質を持つともいえる。

いずれにしても、他人の言動について意見や論評をする場合は、その表現が人格攻撃に及ぶものでないかどうか、十分に配慮する必要があるといえよう。

## ◆この判例からどう学ぶか

- ①意見や論評につき不法行為責任が成立するかは、発言の内容全体や発言の経緯などをも踏まえ、その表現が人格攻撃に及ぶものでないかどうかで判断される。
- ②言葉による発言のみならず、いわゆるSNSでの発言においても、その表現が人格攻撃に及ぶものでないかどうか、十分に配慮すべきである。